

平成14年度第7回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

平成15年2月10日(月)
13:30~16:30
岐阜県水産会館 1階大会議室

【委員会の審議状況】



開会の挨拶（郵政大学校長）

議 事

1 議事概要書署名委員の指名

- ・委員長より、川島委員、田中委員、永瀬委員を署名委員として指名。

2 事後評価制度の概要

- ・説明者 安田建設評価指導室長

3 事後評価実施箇所の詳細説明及び審議

① 道路事業〔道路建設課所管分〕

- ・事後評価箇所 公共緊急地方道路整備事業B 道路改良
(主要地方道 大垣環状線)

- ・説明者 田中道路建設課長

〈審議内容〉

Q) 早く全面開通をしてほしい。

A) 来年の4月には、4車線により全面開通する予定となっています。

Q) 大気環境の改善度の換算方法は

A) 交通量の減少量により算出しておりNO_xは54万円/t、CO₂は200万円/tにより試算しております。

Q) 環境には大気環境以外にも、騒音などもあるが減少しているのか

A) 減少していると思われませんが、換算する指標が見つからず算出しておりません。

Q) 環境が改善された区域はどこですか。

A) 市の中心部である県道大垣一宮線の沿線付近です。

Q) バイパス沿線はどうですか。

A) バイパス沿線については、騒音、ゴミの放棄、排気ガス等が増えたという意見もあります。

市中心部の環境は改善されています。

Q) 交通量はどの位を予測していたのか

A) 16,800台/日を予測していました。

現在の交通量は、16,000台/日程度であり、だいたい予測どおりとなっています。

〈審議結果〉

事後評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

② 道路事業〔道路維持課所管分〕

- ・事後評価箇所 公共緊急地方道路整備事業A 電線共同溝
(主要地方道 多治見停車場線)
- ・説明者 市橋道路維持課長

〈審議内容〉

- Q) ジンチョウゲはどの位の大きさになるのですか。
- A) 植栽柵の大きさ位までの大きさとし、後は剪定等を行います。
- Q) 住民が世話をするのですか。道路の維持管理費は前より高くなっているのでは。
- A) 住民には草取りや缶拾い等を行ってもらい、剪定等は県が行うことになります。
- Q) 県は定期的な清掃は行うのですか。
- A) 県では定期的な清掃は行いません。
- Q) ベンチの利用度はどの位ですか。
- A) 資料が無く、把握しておりません。
- Q) ランニングコストがかかると思われる。県と市のどちらが管理していくのですか。
- A) 県が管理していきます。

意見) ベンチの利用度について、私は座ってゆっくりすることができない。ベンチは家の方を向いている。人間の心理として広い空や街並みなどの空間を見たいと思う。逆側に設置するのが良いのではないでしょうか。新設・更新したベンチは何のためにあるのだろうかという発想をもってほしい。

- Q) ベンチの設置位置は前と同じ位置に設置するのが原則なのですか。安易にベンチを作ると維持管理費がかかるのではないのでしょうか。ベンチの本質を考えて設置していただきたいと思います。
- A) 設置位置、設置方向を含めて、商店街の代表と検討したい。
- Q) 歩道のタイルなどは10年位で色があせてきて駄目になるものがあるが。
- A) 本箇所は、リサイクル認定品で色あせ等がないものを使用しています。
- Q) 住民が参加して街をきれいにしていくことが大事である。植栽を行うためやベンチを設置するために歩道が狭くなってるが、本来は駄目なことと考える。ベンチはどのような材質ものもを使用しているのですか。
- A) 県で発生した間伐材を利用したものを使用しています。
- Q) 木材のベンチでは、何年か後には腐食・破損してしまう。使う人の身になって考えるのが大切である。住民に街づくりに参加してもらい、後にコストのかからない、住民で維持管理が容易にできるような考え方をしなければならない。維持管理等も含めて意識を持ってもらうことも必要である。
- A) 今後も引き続き、計画から住民に参加していただき、事業を進めていきたい。

〈審議結果〉

事後評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

③ 河川事業〔河川課所管分〕

- ・事後評価箇所 広域基幹河川改修事業
(旧中小河川改修事業 岐阜市・山田川排水機場)
- ・説明者 鈴木河川課技術課長補佐

〈審議内容〉

- Q) アンケートにおいて、19%の方が不安という意見に対して、排水機場の見学会、PRにより理解を得たいという説明であったが、排水機場の知識が無いために不安であればそれで良いが、そういう内容なのか。
- A) アンケートでは、何が不安なのかは書いていただけませんでした。協働作業部会において、排水機場の外観は見えるが、内部の状況や稼働状況が分からない、排水機場の見学会を行って欲しい、といっ

た話があり、見学会、PRを行うことを対応方針としております。
Q) 事業効果として、排水機場が無かった場合の想定湛水面積を算出していたが、想定被害額は算出しないのか。

A) 実施していません。

Q) 再評価では、費用対効果を算出する際に被害額を便益として算出しており、事後評価において検証する必要があるのではないか。

A) 平成11年度の出水の際には、排水機場が無ければ、湛水したと推定されます。

湛水面積は算出しました。

また、平成11年の出水で浸水した家屋はありませんでした。

Q) 現地調査は県が行ったのか。

A) そうです。

Q) 魚類等は採取して調査しているのか。

A) 採捕調査までは行っておらず、付近住民の方や漁協の聞き取り調査と現地踏査です。

Q) カワセミは、今までいなかったのか。

A) いました。工事後の動植物の生息状況において鳥類等は変わらないという意見が多く、カモ、カワセミ、サギが減ったという意見がありました。

Q) 現地調査とアンケート結果が一致したということか。

A) そうです。

Q) 生物調査など細かい調査はしないのか。

A) 本来は実施すべきか分かりませんが、今回は現地踏査による調査を行いました。

Q) 全体事業費20億円の河川と施設の費用割合は。

A) 流末のポンプ場等で約13億円、河道の掘削、拡幅や階段、魚巢ブロック等で6億円程度です。

Q) 排水機場のランニングコストはいくらか、人は常駐しているのか。

A) ポンプの運転時及び、月一回の点検作業時で3名お願いしています。具体的な金額については分かりませんが、報償費、ゴミの処分費、修繕費等については、県費で支出しております。

Q) アンケート結果で不安という意見には、東海水害の時の様にポンプが稼働しなかった場合という思いがあるのではないか、出水時の対応策などがあると思うので、それらを知ってもらうべきではないのか。

A) 見学会、PRにおいてポンプ建物の敷高等を説明し、長良川が洪水になっても水没しない計画であること等説明します。

Q) 川底の状態はなんなのか。

A) 土砂です。

Q) 堆積しないのか。

A) 部分的に堆積する場合がありますが、その場合は、県により除去します。

Q) 他の河川でも自然に配慮した事業を行っているのか。

A) 岐阜県では”多自然型川づくり”を行っています。

〈審議結果〉

事後評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

④ 砂防事業〔砂防課所管分〕

・事後評価箇所 災害関連緊急砂防事業・砂防災害関連事業
(河合村 ニツ屋谷)

・説明者 堀砂防課長

〈審議内容〉

Q) 先般、県の橋梁工事でボルトが短い等の不良工事があったことが報道されたが、工事途中のチェックはどのように行っているのか。

A) 砂防ダムで最も重要な掘削面、不可視部分については、必ず立会をして確認しております。業者には必要箇所の写真撮影をしていただき、施工状況が確認できるようにしています。

Q) 現在も上流に土砂が残っているため、不安であるという方がいる。今後も監視する必要があるのではないのでしょうか。

A) 上流は非常に荒廃しているため、引き続き監視していきたい。

〈審議結果〉

事後評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

⑤ 街路事業〔都市整備課所管分〕

- ・事後評価箇所 公共街路事業
(都市計画道路 岐阜大須線)

・説明者 藤村都市整備課長

〈審議内容〉

Q) 交通量は予想どうりなのか。

A) 計画では15,000台/日を想定していましたが、平成14年の12月18日に行った調査では、14,955台/日の交通量であり、ほぼ計画通りです。

Q) 事業前の二車線の時と比べるとどうなっているのか。

A) その時点での交通量は調査しておりません。

Q) 大気汚染などの環境面への影響は予測しているのか。

A) していません。

Q) 環境面に対して苦情などはありますか。

A) ありません。

〈審議結果〉

事後評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

⑥ 農村整備事業〔農山村政策課所管分〕

- ・事後評価箇所 県営中山間地域農村活性化総合整備事業
(丹生川村 乗鞍郷地区)

・説明者 多田農山村政策課長

〈審議内容〉

Q) この事業は国の補助事業ですか。

A) そうです。

Q) 国の補助は何パーセントですか。

A) 国の補助が55%、県が30%、村・地元が15%です。

Q) 県営中山間地域農村活性化総合整備事業はこれからも他の地区で行われるのですか。

A) 現在、19箇所で実施されております。

〈審議結果〉

事後評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

⑦ ほ場整備事業〔農地整備課所管分〕

- ・事後評価箇所 県営ほ場整備事業
(国府町)

・説明者 野村農地整備課長

〈審議内容〉

意見) 事業効果として直接効果や間接効果について説明を受けたが、評価マニュアルでは事業コストの増減やコスト縮減について評価することとなっている、また、事業の採択時にはB/Cを行っているが、事後評価では行われていない。

効果の取り上げ方と表現の方法についてアンケートの結果だけでなく検討されたい。

意見) コスト縮減についてどの点を配慮したのかを説明してほしい。

A) パイプラインなのか。

Q) 一部パイプラインはありますが、ほとんどがオープン水路です。

〈審議結果〉

事後評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

⑧ 治山事業〔治山林道課所管分〕

- ・事後評価箇所 地域防災対策総合治山事業

(和良村)

・説明者 石澤治山林道課長

〈審議内容〉

Q) 森林整備の地元負担はあるのですか。

A) 通常の場合は負担する必要があります。
保安林の場合は所有者の負担はありません。

Q) 当該地区は全て保安林ですか。

A) 保安林になっているところもあれば、なっていないところもあります。

Q) アンケートの回収率が58%とやや低いと思われませんが、この回収率について、どのように推測されますか。

A) 区長にお願いして配布しました。1人1枚配布したのですが、1戸で1枚の提出となったため、この回収率となったと思われま

す。

〈審議結果〉
事後評価は適正に実施されていることを確認し、事業主体の対応方針を了承する。

3 審議内容とりまとめ

Q) 費用対効果や防止被害額などが算出されていると分かりやすい。

A) 必要の無い事業を行っているなどのいろいろな批判に対して、住民への説明はアンケート等で行われているが、費用対効果の視点や当初の事業の目的がどの程度達成できたのかなどを、次年度以降の事後評価に向けて充実していきます。

閉会の挨拶 (鈴木工事検査課長)